

その他

令和3年8月から始まりました高齢者の一般タクシー料金助成制度についてご案内します。移動でお困りの要介護・要支援者の方がいらっしゃいましたら、以下をご確認のうえ市役所高齢福祉課高齢福祉係にご案内をお願いします。



高齢者タクシー料金助成利用券について (一般タクシー)

1 交付対象者

以下の①～④全てに該当する人

- ① 介護保険の要介護・要支援認定を受けている65歳以上の人
- ② 特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホームなど介護等事業を提供する施設や、サービス付き高齢者向け住宅に入所・入居していない人（自宅で生活をしている人）
- ③ 安城市高齢者タクシー料金助成利用券（車いす・ストレッチャー専用）の交付を受けていない人
- ④ 安城市障害者福祉タクシー料金助成の対象とならない人

2 申請方法

- ・申請書に必要事項を記入のうえ、郵送又は高齢福祉課高齢福祉係の窓口（44番）で申請してください。介護保険被保険者証（またはその写し）が必要です。

3 助成内容

- ・「500円の利用助成券×（年度末までの申請月を含めた残り月数×3枚）」を交付します。

4 利用方法

- ・乗車の際、タクシー券と介護保険被保険者証を乗務員に提示してください。
- ・タクシー券は、乗車1回につき1枚のみ利用できます。
- ・利用できるのは表紙に名前が記載されている方のみです。（付き添い者の同乗は可）
- ・普通車両（一般タクシー）のみ利用できます。
- ・「本チラシ裏面」及び「タクシー券冊子裏表紙」に記載の事業者で利用できます。

5 タクシー券の返却が必要となる場合

- ・介護等事業を提供する施設に入所した場合（特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）、サービス付き高齢者向け住宅 など）
- ・死亡、市外転出、要介護・要支援認定でなくなった場合

6 令和3年度の申請者数

支援1	支援2	介護1	介護2	介護3	介護4	介護5
324	186	112	31	11	10	2

【利用対象タクシー会社】

会 社 名	電 話 番 号	所 在 地
愛知福祉交通	(0566)71-2766	安城市朝日町
大興タクシー(株)	(0566)21-3418	安城市二本木町
愛知みどり交通(株)	(0566)41-2424	碧南市久沓町
介護タクシーカルカル	(080)9493-2991	岡崎市宇頭町
さわやかサービス	(0564)58-2424	岡崎市羽根町
豊栄交通(株)	(0565)28-0228	豊田市深田町
名鉄知多タクシー(株)	(0569)37-1112	碧南市塩浜町
名鉄東部交通(株)	(0566)81-1276	知立市上重原町
(株)エクスプレス・サービス (令和4年5月1日から)	(0566)74-6677	安城市篠目町

令和4年5月20日現在

<その他に関する問い合わせ先 高齢福祉課高齢福祉係 TEL0566-71-2223>